



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 朝 日 放 送 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 脇 阪 聰 史  
(コード番号 9 4 0 5 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 総 務 局 長 安 田 卓 生  
TEL 0 6 - 6 4 5 8 - 5 3 2 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の件を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 88 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されます。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 33 条の規定の一部を変更するものであります。なお、本件に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(損害賠償責任の一部免除) 第 33 条 〈省略〉 2. 当社は、 <u>社外取締役および社外監査役</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、 <u>社外取締役、社外監査役ともに</u> 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。	(損害賠償責任の一部免除) 第 33 条 〈現行どおり〉 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生予定日：平成 27 年 6 月 25 日

以 上